



リコール対象製品の調べ方 最近の相談情報をお伝えします

相談①
ニユースを見ていたら、我が家で使っている石油ストーブと同じメーカーの商品が出火し、死亡事故が起きたと報道があった。リコール対象なのか調べてほしい。

相談②
石油ストーブ火災があったとニユースでリコール製品を紹介していた。同じメーカーのストーブを使っていたので使用を止めた。該当するか知りたいがメーカー以外で調べることができないか教えてほしい。

リコールとは、商品を製造・販売した事業者が回収、無償点検、修理、交換、返金などを行うことです。リコール情報を知るには、新聞の社会面下に掲載される「社会」などで知ることが出来ます。自動車のように所有者が分かっている場合は、ダイレクトメールにより案内が届きます。

リコール情報を探すには、消費者庁、経済産業省、事業者などのホームページで確認ができます。消費者庁の「リコール情報サイト」では、リコール対象商品、事業者名、不具合の内容など具体的に調べることが出来ます。

石油ストーブの他にも対象製品が押入れの奥や倉庫に眠っているかもしれません。一度、確認しておきましょう。困った時やわからない時は消費生活センターにご相談ください。

彦根市消費生活センター

☎30・6144番（平日午前9時～正午、午後1時～同4時15分）

※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、性別、年齢、職業などの個人情報をお聞きしますので、ご協力をお願いします。
消費者ホットライン
局番なしの「1880」
※メッセージの案内に従って、居住地の郵便番号を入力してください。最寄りの相談窓口につながります。

消費生活パネル展

消費者被害の未然防止のために、パネルの展示やチラシなどを設置します。ぜひご覧ください。

展示期間 5月9日(月)～同20日(金)
場所 市役所1階ロビー



▶パネルは、イラストなどを交えてわかりやすく説明しています(一部)。

わずかな気の緩みが事故の元 「危険物」の取り扱いにご注意を

5月になるとゴルフデンウィークを中心に、家族旅行やアウトドアといった行楽が増えて、「危険物」を取り扱う機会が増えます。

「危険物」は、ガソリン、軽油、灯油などを指し、自動車が普及している現代では、日常生活に欠かせないものになっています。

■給油時の注意事項
平成10年からセルフ式ガソリンスタンドの設置が認められ、誰でもガソリンなどの「危険物」を取り扱えるようになりました。

セルフ式ガソリンスタンドでは、給油が安全に行われるように、危険物取扱者がモニターなどにより監視を行っています。給油の手順や機器類の取り扱いを誤ると、思わぬ事故が発生することになります。

■ガソリンの携行
屋外のイベントで、発電機の燃料を運ぶために、携行缶を使用することがあります。この場合、携行缶は消防法令に適合した金属製容器を使用する必要があります。



- ▶ ドブレーキをしっかり引く。
- ▶ それぞれの自動車に適した油種を選択する。
- ▶ 「静電気除去シート」に触れてから給油キャップを開ける。
- ▶ 給油ノズルを給油口の奥まで差し込み、レバーをしつかりにぎって給油を行う。
- ▶ 燃料タンクが満タンになれば自動的に給油が停止するので、それ以上の注ぎ足し給油はしない。
- ▶ 最後に、給油キャップを確実に締める。



▶携行缶の取り扱いにご注意ください。

- ▶ エア抜きをすること。
- ▶ ガソリンの噴出に注意すること。
- ▶ 携行缶が暖められた状態でフタを開くと、携行缶の内部圧力が上昇しているため、ガソリンや可燃性の蒸気が大量に吹き出す可能性があります。直射日光や発電機の排気ガスなどにより、**ガソリン携行缶が暖められている場合は、フタの開放だけでなく、エア抜きすることも厳禁**です。
- ▶ すぐにガソリン携行缶を人のいない、火気のない風通しの良い日陰などに移動させ、ガソリンの温度が常温程度まで下がったことを確認した後、ゆっくりとエア抜きをしてください。

■事業所の社会貢献
消防団活動にご協力を
消防団に入団している従業員が2人以上いる事業所や、

消防団活動に積極的に配慮している事業所などに対して「消防団協力事業所表示証」を交付しています。これは、地域の消防防災力の充実・強化の推進を図るため、消防団と積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定するものです。

認定を受けた事業所は、広報紙やホームページなどにより消防団協力事業所であることを表示し、イメージアップを図ることができます。地域の安全・安心を確保するため、より多くの事業所の参加をお待ちしています。

消防団への入団・消防団協力事業所表示制度に関するお問い合わせ先 消防本部

消防総務課 ☎22・0314
消防総務課 ☎22・0314
番、FAX 22・9427番



彦根市
消防団協力事業所表示証
彦根市消防団協力事業所
を認定しました(4月認定)
株式会社 橋本建設

相続対策セミナー

相続が「争続」にならないために

- 平成28年5月8日(日)10時～12時
- エコーウッド館 3階 (彦根市西沼波町21) 彦根8号線沿 グリーンウォークカラオケシダックス横

参加無料 定員10名

ご予約は **じゅうmado 彦根 0749-22-4802**

相続税

相続税・贈与税無料相談会
5月19日(木) 午後から開催
ご予約は随時電話受付中 お待ちしております
(初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせていただきます)

TKC全国会 **大辻税理士法人**
担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之

【彦根事務所】彦根市平田町410-6
TEL 0749-23-6432 (直通)
E-mail info@ootuji.com
http://www.ootuji.com/